# 1 建築物

1 建築物	
整備箇所	整備基準
1 出入口	直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室
	の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とす
	ること。
	(1) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
	(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構
	造又は車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)
	が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
0 27701	(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
2 廊下その他こ	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
れに類するもの	(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に
(以下「廊下等」	準じたものとすること。
という。)	(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場 へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から室の1の項に定める
	構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路におい
	ては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、
	4の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以
	上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。
	① 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。
	② 廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないも
	のとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車椅子が転回するこ
	とができる構造の部分を設けること。
	③ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及
	びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。
	④ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項の(3)に定める構造
	のエレベーター及び車椅子使用者用特殊構造昇降機の昇降路
	の出入口に接する部分は、水平とすること。
	(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標
	識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供
	を行うことができる場所(以下「受付等」という。)までの廊下等 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用
	するものに限る。)には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲
	の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と
	識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設
	し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わ
	る施設を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において
	常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合
	その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限り
	でない。
	(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造
	とすること。
	① 幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合にあって
	は、90センチメートル)以上とすること。
	② 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場
	合にあっては、8分の1)を超えないこと。 ③ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75
	センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場
	を設けること。
	④ 傾斜路には、手すりを設けること。
	<ul><li>⑤ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</li></ul>
	⑥ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明
	度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすい
	ものとすること。
	⑦ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分(不特定かつ
	多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに

限る。)には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の 床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と 識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。) を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合 においては、この限りでない。 直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構 (1) 手すりを設けること。

### 3 階段(その踊場 を含む。以下同 じ。)

造(当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場 合にあっては、次の(1)から(4)までに定める構造)とすること。

- 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の 構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合において は、この限りでない。
- (3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等 により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくい構造と すること。
- (5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分(不特定かつ多 数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限 る。)には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、視覚障害 者の利用上支障がない場合においては、この限りでない。

#### 4 エレベーター

直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面 積の合計が2,000平方メートル以上のものには、次に定める構造の エレベーターを設けること。

- (1) 籠は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、 障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)、車椅子使 用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保さ れ、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以 下「車椅子使用者用便房」という。) 又は車椅子使用者が円滑に 利用できる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。) がある階及び地上階に停止すること。
- (2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とする
- (3) 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、 150センチメートル以上とすること。
- (5) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置 に制御装置を設けること。
- (6) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する 装置を設けること。
- (7) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設け ること。
- (8) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。
- 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利 用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、(1)から(9)まで に定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚 障害者の利用上支障がない場合においては、この限りでない。
  - ① 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の 閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
  - ② 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用 しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合に あっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字、 文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法 により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする こと。
  - ③ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により 知らせる装置を設けること。
- エレベーターの付近に、当該エレベーターがある旨を見やす

	し、大汗によりまごナファル
5 便能	い方法により表示すること。 (1) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便
5 便所	(1) 使所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する使   所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以
	上)設けること。
	① 車椅子使用者用便房が設けられていること。
	② 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出
	入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
	③ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出
	入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が
	円滑に開閉して通過できる構造とすること。
	(2) 男子用小便器のある便所を設ける場合においては、床置式の
	小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下
	のものに限る。) その他これらに類する小便器(以下「床置式の小
	便器等」という。)がある便所を1以上設けること。
	(3) 便所の付近に、当該便所がある旨を見やすい方法に表示する
	こと。
	(4) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる
	構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けるよう努めること。
6 駐車場	(1) 駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を設けること。
3 1,322   333	(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するもの
	とすること。
	① 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設へ
	通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐
	車施設に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の
	項の(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むもの
	に限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
	② 幅は、350センチメートル以上とすること。
	③ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示するこ
	と。
	(3) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用
	駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項の(1)から(3)までに定
	める構造とすること。
7 敷地内の通路	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項の(1)から(4)
	までに定める構造に準じたものとすること。
	(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公
	共的施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1
	項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)
	又は車椅子使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれによる動物内の通路のうち、それぞれによる。
	れ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により光素構造したことが落しく困難でもり、か
	地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至
	る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内
	の通路については、この限りでない。
	① 幅員は、120センチメートル以上とすること。
	② 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及
	びその踊場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。
	(4) 公共的施設(一般公共の用に供される自動車車庫を除く。)の
	直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、
	それぞれ1以上の敷地内の通路(不特定かつ多数の者が利用し、又
	は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、次に定める
	構造とすること。ただし、視覚障害者の利用上支障がない場合に
	おいては、この限りでない。
	① 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する
	装置その他これに代わる装置を設けること。
	② 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段
	の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起
	用床材を敷設すること。
	144154 CWW 1 0 C C 0

	(5) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項の
	(5)の①から⑤までに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊
	場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大き
	い色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。
8 洗面所	洗面所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する洗面
	所を1以上設けること。
	(1) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	(2) 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に
	車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。
	(3) 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。
9 共同浴室	浴室を設ける場合(居室又は客室の内部に設ける場合を除く。)に
V / (17)	おいては、次に定める構造の浴室を1以上設けること。
	(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積を確
	保すること。
	(2) 浴槽、手すり等を高齢者、障害者等の利用に配慮したものと
	すること。
	(3) 脱衣場及び洗い場の出入口の幅は、内法80センチメートル以
	上とすること。
	エこりること。  (4) 脱衣場及び洗い場の出入口には、車椅子使用者が通過する際
	に支障となる段を設けないこと。
	に文障となる技を設けないこと。  (5) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。
	(6)   水面は、預りにくい材料では上げること。   (6)   水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。
	(7)   高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通
10 安安卫邓知晓	報装置を設けるよう努めること。
10 客席及び観覧	(1) 客席等(固定式のものに限る。以下同じ。)を有する施設には、
席(以下「客席	次に定める構造の車椅子使用者が利用できる部分(以下「車椅子
等」という。)	使用者用席」という。)を客席等の総数が500以下の場合にあって
	は2以上、500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じ
	て得た数(小数点以下の端数が生じた場合は、その端数は切り捨
	てるものとする。)に2を加えて得た数以上設けること。
	① 1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き110センチメート
	ル以上とすること。
	② 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。
	③ 車椅子使用者用席の後方に車椅子使用者の出入り及び転回
	に支障のない部分を設けること。
	(2) 客席等のある室の1の項に定める構造の出入口から(1)に定め
	る構造の各車椅子使用者用席に至る通路のうち、1以上の通路は、
	次に定める構造とすること。
	① 幅は、120センチメートル以上とすること。
	② 高低差がある場合には、2の項の(5)の①、②及び⑤に定める
	構造の傾斜路及びその踊場を設けること。
	(3) 難聴者の聴力を補う集団補聴装置等を設けるよう努めるこ
	と。
11 受付カウン	(1) 受付カウンター等を設ける場合においては、車椅子使用者の
ター及び記載台	利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車椅子使用者が利用
(以下「受付カウ	しやすい空間を設けた受付カウンター等を1以上設けるよう努め
ンター等」とい	ること。
う。)	(2) 病院において利用者の呼出しを行う受付カウンター等には、
	音声によるほか、文字による呼出し装置を設けるよう努めるこ
	と。
12 公衆電話所	公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定
	める構造とするよう努めること。
	(1) 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、車椅子
	使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車椅子使用
	者が利用しやすい空間を設けること。
	(2) 公衆電話所に出入口を設ける場合においては、当該出入口は、
	1の項に定める構造に準じたものとすること。
	(3) 難聴者及び視覚障害者に対応した公衆電話機及び公衆ファク
L	1

	シミリを設けるよう努めること。
13 休憩所	別表第1の建築物のうち、1の項から4の項まで、6の項、9の項か
	ら11の項まで、13の項から15の項まで、18の項から23の項まで及び
	25の項から27の項までの公共的施設には、休憩用の施設を設けるよ
	う努めること。   別表第1の建築物のうち、6の項、9の項のうち体育館、10の項、
14 1文孔场別	別表第100度楽物のすら、600頃、900頃のすら体育館、1000頃、  20の項のうち保健所及び市町村保健センター並びに27の項のうち
	以上の公共的施設を含むものには、当該公共的施設に授乳場所を設
	置し、ベビーベット、いすその他授乳等に必要な設備を設けるよう
	努めること。
15 水飲器	水飲器を設ける場合においては、当該水飲器は、次に定める構造
	とするよう努めること。   (1) 水飲器のうち1以上のものは、車椅子使用者の利用に配慮した。
	高さとし、かつ、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を
	設けること。
	(2) 給水栓は、容易に操作できるものとすること。
	(3) 車椅子使用者の利用に配慮した空間を水飲器の周囲に確保す
10 米古松豆水白	ること。 券売機等を設ける場合においては、当該券売機等は、次に定める
16 券売機及び自   動販売機(以下	
「券売機等」と	(1) 車椅子使用者が円滑に利用できるように配慮した券売機等を
いう。)	1以上設けること。
	(2) 運賃等を点字で表示する等視覚障害者が円滑に利用できるよ
17 安山丰二於	うに配慮した券売機等を1以上設けること。
17 案内表示等	(1) 案内表示を設ける場合においては、当該案内表示は、高齢者、 障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方
	接音行等が確実に自己の場所に到達しるよう故画画所、私能力   法等に配慮したものとするよう努めること。
	(2) 火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設ける場合にお
	いては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により聴覚障
	害者及び視覚障害者に非常事態を知らせることができるものと
	するよう努めること。 更衣室等を設ける場合(居室又は客室の内部に設ける場合を除
b   シャワー室(以	く。)には、次に定める構造の更衣室等を1以上(男子用及び女子用
下「更衣室等」	の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。
という。)	(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積を確
	保すること。
	(2) 腰掛台、手すり等を高齢者、障害者等の利用に配慮したものとすること。
	- こりること。  (3) 更衣ブース及びシャワーブースの出入口の幅は、内法80セン
	チメートル以上とすること。
	(4) 更衣ブース及びシャワーブースの出入口には、車椅子使用者
	が通過する際に支障となる段を設けないこと。
	(5) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。  (6) 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。
	(7)   高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通
	報装置を設けるよう努めること。
19 客室	ホテル又は旅館にあっては、客室のうち1以上の客室は、次に定
	める構造とすること。   (1)   東族で使用者が円滑に利用することができるとら上八か序面。
	(1) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面   積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。
	(2) 車椅子使用者用便房を設けること。
	(3) 車椅子使用者が円滑に利用することができる浴室を設けるこ
	と。ただし、当該客室のあるホテル又は旅館に9の項に定める構
00 364 57 78 7	造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。
20 改札口及びレ  ジ通路(商品等	改札口等を設ける場合においては、次に定める構造の改札口等を 1以上設けること。
の代金を支払う	1以上畝りること。   (1) = 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
・・「「エモンカノ	

場所における通	(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
路をいう。)(以	(3) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
下「改札口等」	
という。)	
21 エスカレー	エスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーター
ター	は、次に定める構造とするよう努めること。
	(1) ステップの水平部分は、3枚以上とすること。
	(2) 乗降口の両側に設ける移動手すりの水平部分の長さは、ス
	テップの前後それぞれ120センチメートル以上とすること。

# 2 公園等

整備箇所	整備基準
1 出入口	公園の1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 (2) 原則として、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、当該段差を2センチメートル以下とするか又は勾配10パーセント以下の傾斜路を設けること。 (3) 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (4) 必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。
2 園路	1の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。 (1) 幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 縦断勾配は、8.5パーセント以下とすること。 (3) 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。 (4) 園路を横断する排水溝を設ける場合には、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造とすること。 (5) 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。 ① 第1号の表3の項に定める構造に準じた構造とすること。 ② 第1号の表2の項の(3)の③に定める構造に準じた構造の傾斜路及び踊場を併設すること。 (6) 必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。
3 ベンチ	必要に応じて、休憩用の施設としてベンチを設けること。
4 階段	階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。 (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 手すりを設けること。 (3) 必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。
5 案内表示	案内表示を設ける場合においては、当該案内表示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。
6 駐車場	駐車場を設ける場合においては、第1号の表の6の項に定める構造 に準じた構造とすること。
7 水飲器	水飲器を設ける場合においては、第1号の表の15の項に定める構造に準じた構造とすること。

# 3 道路

整備箇所	整備基準
1 歩道等	歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。 (1) 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。 (2) 幅員は、車椅子使用者が円滑に通行できるものとすること。

	<ul><li>(3) 歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。</li><li>(4) 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車椅子使用者が通過する際に支障とならないものとすること。</li><li>(5) 必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</li></ul>
2 横断歩道橋及	立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次
び地下横断歩道	に定める構造とすること。
(以下「立体横断	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
施設」という。)	(2) 階段には、回り段を設けないこと。
	(3) 階段、傾斜路及び踊り場の両側には、手すりを設けること。
	(4) 必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設するこ
	ځ.
3 案内表示	(1) 道路の要所に必要に応じて公共施設等の案内表示を整備する
	よう努めること。
	(2) 案内表示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達で
	きるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努める
	こと。

# 4 建築物以外の公共交通機関の施設

整備箇所	整備基準
1 出入口	出入口を設ける場合においては、第1号の表1の項に定める構造の
	出入口を1以上設けること。
2 改札口	改札口の1以上は、第1号の表20の項に定める構造に準じた構造と
	すること。
3 通路その他こ	通路等は、次に定める構造とすること。
れに類するもの	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
(以下「通路等」	(2) 段を設ける場合においては、当該段は、第1号の表3の項の(1)
という。)	から(4)までに定める構造に準じた構造とすること。
	(3) 2の項に定める構造の改札口から乗降場に至るすべての経路
	に高低差がある場合には、1以上の経路となる通路等に第1号の表
	2の項の(3)の③に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊
	場又は車椅子用特殊構造昇降機を設けること。
4 階段	階段は、第1号の表3の項に定める構造に準じた構造とすること。
5 エレベーター	2の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5メートル
	以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所に第1
	号の表4の項の(1)から(7)までに定める構造のエレベーターを設け
	るよう努めること。
6 エスカレー	エスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーター
ター	は、第1号の表21の項に定める構造に準じた構造とするよう努める
	こと。
7 便所	便所を設ける場合においては、第1号の表5の項に定める構造に準
	じた構造とすること。
8 案内表示	案内表示を設ける場合においては、当該案内表示は、高齢者、障
	害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等
	に配慮したものとするよう努めること。
9 乗降場	乗降場は、次に定める構造とすること。
	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
	(2) 両端には、転落防止柵を設けるとともに、注意喚起用床材を
	敷設すること。
	(3) 縁端には、注意喚起用床材を敷設すること。

## 5 建築物以外の路外駐車場

. = >14 >	
整備箇所	整備基準

路外駐車場	路外駐車場を設ける場合においては、次に定める構造の車椅子使
	用者用駐車施設を1以上設けること。
	(1) 車椅子使用者用駐車施設は、出入口から当該車椅子使用者用
	駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設け、か
	つ、その通路は、第1号の表の7の項の(1)から(3)までに定める構
	造とすること。
	(2) 幅は、350センチメートル以上とすること。
	(3) 車椅子使用者用であることを見やすい方法により表示するこ
	と。